

## 国立歴史民俗博物館客員教員取扱細則

〔平成21年3月24日  
歴博規第74号〕  
最近改正 令和4年11月22日

## (趣旨)

第1条 この細則は、人間文化研究機構客員教員規程（以下「規程」という。）第10条の規定に基づき、国立歴史民俗博物館（以下「博物館」という。）における客員教授及び客員准教授（以下「客員教員」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 客員教員とは、博物館が推進する研究等に係る業務に従事する者として規程第2条に基づき博物館が受け入れる者で、次の各号のいずれかに該当する業務に従事する者をいう。

- (1) 博物館の専任分野でない先端的又は開拓的研究分野の研究を担当させる場合
- (2) その他館長が特に必要と認めた場合

## (採用)

第3条 客員教員は、人間文化研究機構研究教育職員の特例に関する規程第4条第2項の基準を満たす者については客員教授に、同規程第4条第3項の基準を満たす者については客員准教授に採用するものとする。

- 2 客員教員の採用期間は、原則として通算3年を限度とする。

## (その他)

第4条 この細則に定めるもののほか、客員教員の取扱いに関して必要な事項は、館長が別に定める。

## 附 則

- 1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 国立歴史民俗博物館客員教授及び客員准教授選考規程は廃止する。

## 附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。